

公 告

広島県税規則第52条の2第3項の規定により、次の軽油引取税に係る免税証は無効であることを公告します。

令和 8年 4月24日

広島県東部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 8 3 1 4 8 号
業 種	漁船以外の船舶
免税証の種別	500 L券
記号番号および枚数	125028715番 1枚
有効期間	令和 8年 1月 20日から 令和 9年 1月 19日まで